

新	旧
<p>3 地域再生計画の区域 豊川市の区域の一部 (<u>旧愛知県宝飯郡音羽町の全域</u>)</p> <p>4 地域再生計画の目標 <u>旧愛知県宝飯郡音羽町</u>の全域（以下「本地域」という。）は「人が親しむ水づくり」を目標にし、全ての生物の源となる水の循環・有効利用・浄化・親水に重点を置いて取り組んでいる。 本地域は、<u>愛知県東部の渥美湾</u>に流れ下る音羽川の最上流部に位置し、全面積のうち山林が70%を占め、三方を囲む緑豊かな山並みの美しいまちである。残りの30%の平野部に旧東海道沿いに宿場町として市街地が形成され、これに平行して国道1号、名鉄本線、東名高速道路が東西に通り抜けている。また、北から南へ山陰川が流れ、西から東へ音羽川が流れ、本地域の東部で合流している。これらの河川沿いには、ほ場整備された稲作地域が広がっており、きれいな沢水を利用し減農薬で栽培した「音羽米」は、<u>この地域の特産物</u>として注目を集めている。また、音羽川、山陰川において住民が参加する河川愛護会の活動により、<u>河川の水環境の向上</u>や景観整備が行われている。 このように美しい山並みや市街地中央を流れる音羽川、山陰川は昔から変わらない風景であり、住民に親しまれた身近な自然環境と言える。これらの自然環境を守り育て、利用し、親しむための取組として、①林道の整備によって植林・下刈・間伐等山林の手入れを促し、水源涵養機能の維持・回復を図り、林業の活性化に繋げる。②ほ場整備を更に進め、米作農業の活性化を図る。③污水处理施設の整備により農業用水の水質保全に寄与し、住民が水に親しむ環境を整備する。以上、これらの取組により、<u>本地域の生活環境</u>を高め</p>	<p>3 地域再生計画の区域 豊川市の区域の一部 (<u>旧音羽町</u>)</p> <p>4 地域再生計画の目標 <u>旧音羽町</u>の全域（以下「本地域」という。）は「人が親しむ水づくり」を目標にし、全ての生物の源となる水の循環・有効利用・浄化・親水に重点を置いて取り組んでいる。 本地域は愛知県東部の渥美湾に流れ下る音羽川の最上流部に位置し、全面積のうち山林が70%<u>の割合</u>を占め、三方を囲む緑豊かな山並みの美しいまちである。残りの30%の平野部に旧東海道沿いに宿場町として市街地が形成され、これに平行して国道1号、名鉄本線、東名高速道路が東西に通り抜けている。また、北から南へ山陰川が流れ、西から東へ音羽川が流れ、本地域の東部で合流している。これらの河川沿いには、ほ場整備された稲作地域が広がっており、きれいな沢水を利用し減農薬で栽培した「音羽米」はこの地域の特産物として注目を集めている。また、音羽川、山陰川において住民が参加する河川愛護会の活動により河川の水環境の向上や景観整備が行われている。 このように美しい山並みや市街地中央を流れる音羽川、山陰川は昔から変わらない風景であり、住民に親しまれた身近な自然環境と言える。これらの自然環境を守り育て、利用し、親しむための取組として、①林道の整備によって植林・下刈・間伐等山林の手入れを促し、水源涵養機能の維持・回復を図り、林業の活性化に繋げる。②ほ場整備を更に進め、米作農業の活性化を図る。③污水处理施設の整備により農業用水の水質保全に寄与し、住民が水に親しむ環境を整備する。以上、これらの取組により本地域の生活環境を高めて</p>

て「住みたいまち・住んでよかったまち」と感じられるまちづくりができ、本地域の活性化を図る。

これらの取組の中で、水質保全を図るため、汚水処理施設整備を行ってきており、本地域では、平成16年度末において市街化区域を中心に汚水処理人口普及率は77.8%までに達している。今後は、さらに普及率を高めるため、市街化区域に隣接する調整区域を公共下水道の対象地域として整備し、また、稲作地域周辺に点在する集落を浄化槽で整備することで、普及率を83.5%までに高め、水環境をよりいっそう向上させ、人にやさしい水づくりを目指す。

汚水処理施設整備の推進と水環境向上の取組を実施していくことで、河川水質の改善のみならず、住民の自然環境への意識が向上し、減農薬で栽培した「音羽米」のブランド化が一段と推進されるなど、本地域の活性化が期待できる。また、本計画の目標である『循環型タウンおとわ～「人が親しむ水づくり」』を目指し、住民と行政との連携による美しい河川環境整備と自然豊かなまちづくりを進める。

(目標1)

汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を77.8%から83.5%に向上）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本地域における汚水処理施設の整備は流域関連公共下水道として、昭和48年度に基本計画を策定し、昭和50年度から下水道事業認可を受け市街化区域の整備工事に着手し、その後9回の変更認可を経て、順次整備区域の拡大を図り、平成15年度末には市街化区域のほぼ全域の整備を完了している。汚水処理人口普及

「住みたいまち・住んでよかったまち」と感じられるまちづくりができ、本地域の活性化を図る。

これらの取組の中で、水質保全を図るため、汚水処理施設整備を行ってきており本地域では、平成16年度末において市街化区域を中心に汚水処理人口普及率を77.8%までに達している。今後はさらに普及率を高めるため市街化区域に隣接する調整区域を公共下水道の対象地域として整備し、また、稲作地域周辺に点在する集落を浄化槽で整備することで、普及率を83.5%までに高め、水環境をよりいっそう向上させ、人にやさしい水づくりを目指す。

このことにより、汚水処理施設整備の推進と水環境向上の取組を実施していくことで、河川水質の改善のみならず、住民の自然環境への意識が向上し、減農薬で栽培した「音羽米」のブランド化が一段と推進されるなど、本地域の活性化が期待でき、本計画の目標である『循環型タウンおとわ～「人が親しむ水づくり」』を目指し、住民と行政との連携による美しい河川環境整備と自然豊かなまちづくりを進める。

(目標1)

汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を77.8%から83.5%に向上）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本地域における汚水処理施設の整備は流域関連公共下水道として、昭和48年度に基本計画策定し、昭和50年度から下水道事業認可を受け市街化区域の整備工事に着手し、その後9回の変更認可を経て、順次整備区域の拡大を図り、平成15年度末には市街化区域のほぼ全域の整備を完了している。汚水処理人口普及率

率は本地域全体で77.8%に達しているが、更なる整備の推進を図るため、平成17年2月10日に変更認可を行い、平成16年度から市街化区域に隣接する調整区域の整備に着手している。また、調整区域においては、浄化槽の整備を平成2年度から実施し、平成15年度末までに169基を設置している状況である。

今回、地域再生計画の区域となる赤坂地区、長沢地区、萩地区の汚水処理は調整区域を対象に整備するものであり、3地区の区域を流れる音羽川、山陰川とこれに合流する支流の水質を改善するために汚水処理施設整備交付金を活用し、市街化区域に隣接する区域の247戸（住民880人）に対して4年間で公共下水道を整備するとともに、同3地区の点在する住居については、経済的・時間的に有利な浄化槽（個人設置型）を5年間で12基整備することとする。

本計画の実施により、公共下水道、浄化槽を一体的・効率的に整備し、汚水処理人口普及率を更に向上させ、水環境の保全を図る。

また、音羽川、山陰川においても、住民が参加する河川愛護会の活動により流域の水環境の向上や景観整備を図り、快適な流域環境を整備しており、行政としても、これらの活動を積極的に支援することとしている。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業期間]

浄化槽（個人設置型）平成17年度～21年度

は本地域全体で77.8%に達しているが、更なる整備の推進を図るため平成17年2月10日に変更認可を行い、平成16年度から市街化区域に隣接する調整区域の整備に着手している。又、調整区域においては、浄化槽の整備を平成2年度から実施し、平成15年度末までに169基を設置している状況である。

今回、地域再生計画の区域となる赤坂地区、長沢地区、萩地区の汚水処理は調整区域を対象に整備するものであり、3地区の区域を流れる音羽川、山陰川とこれに合流する支流の水質を改善するために汚水処理施設整備交付金を活用し、市街化区域に隣接する区域の247戸（住民880人）に対して4年間で公共下水道を整備するとともに、同3地区の点在する住居については経済的・時間的に有利な浄化槽（個人設置型）を4年間で12基整備することとする。

本計画の実施により公共下水道、浄化槽を一体的・効率的に整備を進め、汚水処理人口普及率を更に向上させ、水環境の保全を図る。

又、音羽川、山陰川においても住民が参加する河川愛護会の活動により流域の水環境の向上や景観整備を図り、快適な流域環境を整備しており、行政としてもこれらの活動を積極的に支援することとしている。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業期間]

浄化槽（個人設置型）平成17年度～20年度

5-3 その他の事業

①河川愛護運動

本地域では、毎年7月、国土交通省や愛知県とタイアップして「河川愛護月間」を定め、河川に対する理解と関心を深めてもらうと共に、きれいで安心な川づくりを行うため、河川愛護運動を実施している。各地区の河川愛護会により河川の清掃や草刈を実施し、生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間づくりを展開している。

②森林整備事業

林道の整備により植林・下刈・間伐等山林の手入れを促し、水源涵養機能の維持回復を図り、林業の活性化を図る。

③ほ場整備事業

ほ場整備を更に進め、米作農業の活性化を図る。

6 計画期間

平成17年度から21年度

5-3 その他の事業

①河川愛護運動

本地域では、毎年7月国土交通省や愛知県とタイアップして「河川愛護月間」を定め、河川に対する理解と関心を深めてもらうと共に、きれいで安心な川づくりを行うため、河川愛護運動を実施している。各地区の河川愛護会により河川の清掃や草刈を実施し、生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間づくりを展開している。

②森林整備事業

林道の整備により植林・下刈・間伐等山林の手入れを促し、水源涵養機能の維持回復を図り林業の活性化を図る。

③ほ場整備事業

ほ場整備を更に進め、米作農業の活性化を図る。

6 計画期間

平成17年度から20年度